

令和6年9月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	橋爪 (橋爪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月21日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化が進んでおり、70歳以上で後継者がいない農家が約4割を占める。現在は地域内の農家で耕作、保全管理を行っているが、将来、高齢化や後継者不足により困難になる恐れがある。今後、規模縮小や離農する農家の増加、遊休農地の増加が懸念されるなか、持続可能な農地利用の仕組みを構築することが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外から積極的に担い手(認定農業者や認定新規就農者、企業等)を受け入れ、栽培面積の拡大を図る。多面的機能支払交付金を活用し、農業者だけでなく地域全体で持続的に農地を利用し、農地が耕作放棄地化しないよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域外から認定農業者や認定新規就農者、企業等と呼び込み、農地集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の同意を得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化等を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落だけでなく、周辺地域や関係機関と協力して担い手の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域による鳥獣被害対策として、電柵等の設置・点検を定期的を実施する。
⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。